

外国人研究者のための生活ガイド

Life in Nagoya Institute of Technology for International Researchers



2015年2月版

名古屋工業大学

Nagoya Institute of Technology

目次

I. 入国・在留に関する手続き	1
1 査証の取得	1
2 住民登録	2
3 在留期間の更新	3
4 出入国をする場合：一時出国と再入国	4
II. 学内施設	5
1 国際企画室（本部棟1階）	5
2 留学生センター（21号館）	5
3 保健センター（附属図書館南隣）	6
4 附属図書館	7
5 大学会館	8
6 木曾駒高原セミナーハウス	8
7 課外活動共用施設	8
III. 学内掲示板等	9
1 教職員ポータルサイト	9
2 利用証	9
3 学年暦	9
IV. 宿舎	10
1 名古屋工業大学国際交流会館（本学の留学生及び外国人研究者用宿舎）	10
2 アパート	11
V. 医療・健康	12
1 国民健康保険	12
VI. 日常生活	13
1 緊急の場合の連絡先	13
2 金融機関について	13
3 日常生活で気をつけること	14
4 日本で禁止されていること	15

I. 入国・在留に関する手続き

1 査証の取得

外国人が日本に入国するためには、予め海外にある日本公館において、自国政府から発給された旅券に入国目的・期間に合った査証を受けなければなりません。

なお、長期に滞在するための査証を申請する外国人研究者は、次の点に注意してください。

査証は、日本公館に申請してから取得まで2～3か月、あるいはそれ以上の時間がかかることがあります。外国人研究者はこの点を考えて、十分な時間的余裕を持って、予め各日本公館に手続き方法を確認してください。

但し、1) 90日以内の短い滞在であり¹、2) ビザ免除の対象となる67の国・地域の国籍をもち²、3) 報酬を受け取らないのであれば、事前のビザ取得手続きが免除となり「短期滞在」として入国することができます。

在留資格の種類

在留資格	要件
短期滞在	90日以内、報酬なし（上記参照）
教授	名工大での雇用、日本学術振興会外国人特別研究員等（本国で教授職に就いている必要はありません）
文化活動	収入を伴わない学術上の活動

在留資格認定証明書

日本の入国管理局から発行される在留資格認定証明書（COE）を査証審査時に添付すると、発給までにかかる時間を短くすることができます。これは日本にいる代理人（一般的には受入研究機関の研究者）が申請をして発給されるものですので、受入機関の研究者に申請を依頼してください。

COE申請に必要な書類は以下となります。

a. 教授

1. 在留資格認定証明書交付申請書（教授）
2. 写真（電子データで構いません。印刷時に縦4cm×横3cmになるようサイズ調整をしてください。）
3. パスポートのコピー（顔写真のページ）

b. 文化活動

1. 在留資格認定証明書交付申請書（教授）
2. 写真（電子データで構いません。印刷時に縦4cm×横3cmになるようサイズ調整をしてください。）
3. 入賞、入選等の実績、過去の論文、作品等の目録
4. 給付金額及び給付期間を明示した奨学金給付に関する証明書
5. パスポートのコピー（顔写真のページ）

¹ 上陸許可の際に付与される在留期間は、インドネシア、タイ及びブルネイは「15日」、その他の国・地域については「90日」となります。

² 対象国・地域については外務省のウェブサイトを参照ください。

<http://www.mofa.go.jp/mofaj/toko/visa/tanki/novisa.html>

申請書の様式は法務省のウェブサイトからダウンロードできます。

<http://www.moj.go.jp/ONLINE/IMMIGRATION/16-1-1.html>

COE を用いたビザ取得のための手続きは、以下のような流れとなります。

1. 外国人研究者に必要な書類を揃えていただき、メール添付で国際企画室に送付ください
2. 入国管理局での COE 交付申請を国際企画室が行います
3. COE が発行されましたら外国人研究者に郵送します
4. 外国人研究者が在外日本大使館でビザの申請を行います

2 住民登録

日本に滞在する外国人は、渡日後 14 日以内に住民登録をしなければなりません。来日後、すぐに在住の区役所（名古屋市以外は市役所や町役場）に行き手続きをしてください。

<登録申請に必要なもの>

- ① 転入届（区役所にあります）
- ② パスポート
- ③ 在留カード

<主な区役所>

区役所	所在地	電話番号	最寄駅
昭和区役所	〒466-0027 昭和区阿由知通 3-19	052-731-1511	地下鉄鶴舞線 「御器所」
千種区役所	〒464-0841 千種区覚王山通 8-37	052-762-3111	地下鉄東山線 「池下」

上記以外の区に住んでいる方は、名古屋市役所のホームページから「各区の情報」を参照してください。名古屋市役所ホームページ：<http://www.city.nagoya.jp/>

3 在留期間の更新

在留期間を延長する場合には、在留期間更新の許可申請をする必要があります。

更新の申請は在留期間満了の3か月前から在留期間の満了する日以前に次の書類を入国管理局に提出してください。**必ず自分の在留期間を覚えておき**、遅れないように手続きをしてください。申請に必要な書類の中には、大学から提出するものもあります。諸手続きについては、まず国際企画室まで申し出てください。

入国管理局より更新が許可されたら、必ず国際企画室に報告してください。

＜申請に必要な書類＞

- ① 在留期間更新許可申請書
入国管理局HPからダウンロードできます。
- ② 課税証明書（教授）、受入予定証明書（文化活動）
- ③ 在留期間中の一切の経費（生活費等）の支弁能力を証明する書類 *
- ④ パスポート
- ⑤ 在留カード
- ⑥ 手数料 4,000円

* 経費の支弁能力を証明する書類

- a. 申請人が経費を支弁する場合次のいずれか一つ：
 - ・ 給付期間及び給付金額を明記した奨学金受給証明書
 - ・ 申請人名義の銀行等における預金残高証明書
- b. 申請人以外の者が経費を支弁する場合：
次のいずれか一つまたは複数の書類で経費の支弁ができることを証明する
 - ・ 経費の支弁を行う者の「本人名義の預金残高証明書」
 - ・ 経費の支弁を行う者の所得証明書
 - ・ 経費の支弁を行う者の源泉徴収票
 - ・ 経費の支弁を行う者の確定申告書控え（写）
 - ・ 経費支弁者の作成した「誓約書」

4 出入国をする場合：一時出国と再入国

有効な旅券及び在留カードを持って出国する際、出国後1年以内で再入国する場合は原則として再入国許可を受ける必要はありません。ただ、1年以上出国する場合は、再入国の許可申請を入国管理局で行う必要があります。この手続をしなかった場合には、到着した日本の空港（または港）から出ることができなくなりますので、十分注意してください。

その他に、外部機関から奨学金を受け取っている人は、一時出国を外部機関に報告することを求められる場合がありますので、それぞれのルールに従って下さい。

Ⅱ. 学内施設

1 国際企画室（本部棟 1階）

【オフィスアワー】 平日 8：40～12：00、13：00～17：10
（土日・祝日は休み）

<主な担当業務>

- ・受入予定証明書等発行
- ・在留期間更新手続き
- ・国際交流会館入居申請

2 留学生センター（21号館）

留学生センターでは、留学生、外国人研究者及びその家族を対象として下記のような教育を行っています。時間割など詳しい情報については、留学生センターウェブサイト内にある「シラバス」および「日本語教育」の項目を確認してください。

日本語コース開講案内：

日本語版 http://www.ic.nitech.ac.jp/J/foreign_stu/education/

英語版 http://www.ic.nitech.ac.jp/foreign_stu/education/

① 学部教育・留学生対象科目

対象：本学の学部生（単位認定あり）

人文社会系科目、理系基礎科目それぞれに、留学生のみを対象とする授業があります。希望者は、通常の授業と同様の受講登録を行うこと。

② 大学院入学前日本語予備教育

受講希望者は、事前に留学生支援室へお問い合わせください。

③ 日本語補講

対象：本学の留学生および外国人研究者

日本語能力を向上させたい留学生向けのコースです。日本での就職をサポートするための授業もあります。日本語レベル及び学習目的によってクラス分けを行います。

④ 家族日本語コース

対象：本学留学生の家族、研究者及びその家族

日本語教育の専門知識を持ったボランティア講師が授業を担当します。

3 保健センター（附属図書館南隣）

【オフィスアワー】 8：30～17：00 （土日・祝日は休み）

保健センターは、みなさんの健康について専門的、技術的業務を行う施設です。学生の健康保持、健康増進、疾病の早期発見、予防等を目的として、健康診断、健康相談、保健指導、学内の環境衛生等、学生の健康維持増進の確保に努めていますので、健康上のあらゆる相談、救急処置などについては遠慮なく利用してください。

なお、精神衛生面の健康については、学生相談室を設け、種々の悩みについて相談に応じています。

<健康相談（身体・精神面）>

身体について不安があったり異常を感じたりしたら、早期発見・早期治療が大切です。早急に保健センターを受診してください。肥満・高血圧など危険な要因を持っている人の相談にも応じています。

また、保健センター内の学生相談室では、精神科医師及び臨床心理士が、対人関係や修学上の悩みなどについて相談（カウセリング）に応じています。不眠・意欲減退・不安・憂鬱・神経過敏など精神面の不調に関する相談と診療も行っています。

電話による相談にも応じますので、気軽に利用してください。

なお、個人の秘密（来談者の氏名や相談の内容等）はすべて厳守しています。相談は予約制をとっていますので、あらかじめ保健センターへ申し出てください。

4 附属図書館

附属図書館は教育・研究のための学術情報を提供する施設です。名古屋工業大学のすべての学生及び教職員等が利用でき、貸出し等のサービスを受けることもできます。附属図書館のウェブサイトも参照ください。(<http://www.lib.nitech.ac.jp/>)

① 開館時間

月～金曜日

8 : 4 5 ～ 2 1 : 4 5

土曜日, 日曜日・国民の祝日, 休業期間中の平日

8 : 4 5 ～ 1 6 : 4 5

② 休館日

本学記念日 (1 1 月 1 日)

年末年始 (1 2 月 2 9 日～1 月 3 日)

大学入試センター試験日・個別学力検査日・その他臨時休館日等

③ サービス案内 :

図書館の開架書架にある図書・雑誌は, 利用者が自由に閲覧することができます。ただし, 閉架書架にある図書・雑誌を閲覧する場合は, 1 階カウンターへお申し込みください。

< 館外貸出 > 貸出する際は, 1 階カウンターへ図書と学生証・身分証をお持ちください。禁帯出資料, 学術雑誌は館内のみの利用となり, 貸出はできません。受付時間は, 閉館 5 分前までです。

* 貸出冊数及び貸出期間 *

開架図書

3 冊 1 4 日間

閉架図書

2 冊 1 4 日間

< 返 却 > 返却するときは, 1 階カウンターへ返却してください。休館日及び閉館後は, 正面玄関右側のブックポストに返却してください。

< 延 長 > 貸出中の図書でほかに利用希望者がなければ, 返却期間内に限り 1 回だけ, 教職員ポータルや 1 階カウンターで, 貸出の延長ができます。

(教職員ポータル <https://rpxspo1.ict.nitech.ac.jp/lib/lib-page01.html>)

< 予 約 > 希望する図書が貸出中の場合は, 教職員ポータルや 1 階カウンターで貸出予約をすることができます。

< 貸出停止 > 返却が遅れたときは, 遅延した日数分貸出停止になります。

< 文献複写 > 図書館が所蔵する資料の一部を, 調査・研究及び学習に必要な場合に限り複写することができます。なお, 料金は有料です。

* その他, サービス内容の詳細は, 「附属図書館 利用のしおり」をご覧ください。

* 教職員ポータルの使用方法は, 「情報基盤システム 利用の手引」をご覧ください。

5 大学会館

大学会館には大食堂、カフェテリア方式食堂、喫茶室、理髪店、旅行カウンター、売店（書籍、文房具類、生活用品、電気・電子機器等が購入できます）があります。

また、大学会館内には「集会室」、「女子談話室」、及び「就職資料室」があり、無料で使用することができます。

利用方法は、所定の使用願により学生生活課に申し込んでください。

6 木曾駒高原セミナーハウス

このセミナーハウスは、名古屋工業大学の学生・職員の研究及び健康増進を図るために設けられました。このセミナーハウスの正面からは、御岳を望むことができ、御器所キャンパス内では味わうことができない豊かな自然が残されています。クラス・クラブ、研究室等の活動などに利用することができます。

利用方法は、所定の使用願により使用予定日の7日前までに学生生活課に申し込んでください。

7 課外活動共用施設

この施設は、学生の有意義で健全な課外活動を促進するための使用を目的とした施設です。共用室を中心とし、音楽練習室を備えた課外活動の中心的統合施設です。

また、御器所キャンパス外の課外活動施設として、千種運動場（千種区）、馬場（守山区）、ボート艇庫（中川区）、ヨット艇庫（蒲郡市）があります。

Ⅲ. 学内掲示板等

1 教職員ポータルサイト

本学の教職員向けに、学内ネットワークから閲覧できるポータルサイトが開設されています。<https://rpxspo1.ict.nitech.ac.jp/SitePages/toppage.aspx>

ポータルサイトでは事務手続きを行ったり、学内の情報を閲覧することができます。またサイト内には業務掲示板があり、ここには教職員に向けた通知が掲示されます。

<https://rpxspo1.ict.nitech.ac.jp/msgboard/Lists/List/view2.aspx>

2 利用証

利用証は図書館を利用する際、また時間外に建物に入館する際に使用します。紛失した場合は所定の費用がかかるので注意してください。また帰国のときには忘れずに受入教員に返却してください。

3 学年暦

前期（4月1日～9月30日）

学年始め	4月1日
入学式	4月6日頃
前期授業開始	4月7日頃
夏季休業	8月1日頃～9月30日

後期（10月1日～3月31日）

後期授業開始	10月1日
本学記念日	11月1日
冬季休業	12月24日～1月6日
学位記授与式	3月23日頃
学年終わり	3月31日

注) 曜日等の関係で日程は変更になることがあります。最新情報を掲示板で確認してください。

IV. 宿舎

1 名古屋工業大学国際交流会館（本学の留学生及び外国人研究者用宿舎）

入居許可期間は原則 **6カ月以内**です。多くの人が応募するので、申請しても入居できる限りではありません。また、**会館内・会館周辺はすべて禁煙**です。

① 居室数

- ・ 単身室（A棟）： 2室
- ・ 家族室（B棟）： 1室
- ・ 夫婦室（C棟）： 2室

各部屋にはベッド、学習机、椅子、食卓テーブル、洋服ダンス、台所、バス（シャワー）、冷蔵庫、エアコン、靴箱などが備え付けられています。

② 会館のロビーや和室使用について

- ・ 使用可能時間：8：30～22：00（片付けなど含む）

※アルコール及び火気厳禁（電気コンロ等含む）

会館のロビーや和室において会合やパーティを開くこともできます。その場合、事前の許可が必要になりますので、**使用したい日の7日前までに国際交流会館管理人に申し込んでください**。当日の申込みはできません。もし、**飲酒、喫煙、使用後に掃除をしなかった等ルールを守らなかった場合、以後の使用を認めません**。

③ 国際交流会館チューターについて

国際交流会館では日本人学生がチューターとして皆さんと共に生活をしています。生活上困ったことや分からないことがあるときは、まず会館チューターに相談してください。会館チューターは交替で**平日の20：00～22：00**に1階のチュータールームにいます。

④ 国際交流会館の住所

- a. 単身者室（A棟）〒464-0857 名古屋市千種区花田町 3-58-1
名古屋工業大学国際交流会館
- b. 家族・夫婦室（B, C棟）
〒466-0064 名古屋市昭和区御器所町字木市 35-4
名古屋工業大学国際交流会館

<注意！！> A棟とB棟では区が異なります。A棟居住者は千種区役所、B棟居住者は昭和区役所で必要な手続きをしてください。

そのほかに、国際留学生会館（財団法人名古屋国際センター運営）の入居募集や、企業が運営する社員寮の空き部屋情報の提供などがあった時は掲示板等でお知らせします。こまめに掲示板を見るようにしてください。

2 アパート

民間のアパート等を探すときは、不動産会社に行って直接聞いてください。また、名古屋工業大学生生活協同組合でも斡旋を行っています。

アパートを借りる時に必要なお金

借りる時	権利金（礼金）、敷金
毎 月	家賃、共益費、光熱費、光熱水料（電気・ガス・水道代）
権利金（礼金）	入居する際に必要な手数料は、通常家賃の1～3カ月分で、通常、払い戻しはありません。
敷 金	担保として預けるお金でアパートの修理などに使われ、残金はアパートを出る時に返金されます。
共益費	共同使用の施設の代金や清掃の代金などに使われます。
備 考	不動産会社を通じてアパートを借りる場合、通常家賃の1カ月分の手数料が必要です。物件によっては不要の場合もあります。また、アパートによって、費用は異なります。借りるときに確認してください。

家賃を滞納した、ゴミを分別せずに出した、ゴミを所定の場所や曜日・時間に出さなかった、部屋を著しく汚した、夜に友達と騒いだ（大きな音を出した）などルールやマナーを守らなかった場合、退去を迫られる可能性が高くなります。

日本はルールの厳しい国です。アパートのルールを守って周りの迷惑にならないように生活しましょう。

V. 医療・健康

1 国民健康保険

- ・3か月以上日本に滞在する外国人は国民健康保険に加入しなければなりません。
- ・渡日後すぐ、区役所等で住民登録と同時に行ってください。減額申請も条件が該当する場合は忘れずに行ってください。
- ・収入がない場合、保険料は年間12,000円程度、月額約1,200円です。
- ・この保険に加入していれば、病院で治療を受けたとき、本人、「家族滞在」の配偶者や子どもは医療費の3割負担で済みます。
- ・ベッド数200床以上の病院では、紹介状を持たずに受診すると、初診料に特別料金(特定療養費)が加算されることがあります。紹介状があると初診料が安く済みます。
- ・紹介状は保健センターで発行してもらえます。

<国民年金>

- ・区役所で国民年金への加入を勧められたら、免除申請をしてください。

VI. 日常生活

1 緊急の場合の連絡先

- ① 警察 **110番**：犯罪や交通事故が起きたとき
- ② 火事・救急車 **119番**：火事や救急（急病や大けが）のとき
「いつ」「どこで」「なにが起きているか」をはっきりと正確に伝え、あなたの名前、住所、連絡先なども知らせてください。また、受入教員・国際企画室へも速やかに連絡してください。

2 金融機関について

日本では、郵便局でゆうちょ銀行の預金口座を開設することができます。キャッシュカードを作れば、ゆうちょ銀行の預金は日本全国どこの郵便局からでも無料で引き出すことができます。

一般の銀行の場合、キャッシュカードで他の銀行の自動支払機（ATM）やコンビニエンスストアで現金を引き出すことができますが、引き出し手数料の有料・無料は銀行や時間によって異なります。

なお、本学のキャンパス内には、ゆうちょ銀行のキャッシュコーナーがあり、大学生協内には自動支払機（ATM）もあります。また、電気料金・ガス料金・電話料金・国民健康保険料等の公共料金をその都度金融機関の窓口で支払うのではなく、銀行やゆうちょ銀行の口座から自動的に引き落とす便利な方法があります。

詳しいことは銀行や郵便局の窓口で聞いてください。

3 日常生活で気をつけること

① 防犯登録，登録変更

自転車を買ったときは，その店で防犯登録をしてください。友人から中古の自転車をもらうときには，その人の名前で防犯登録がしてあるか確認する必要があります。登録済みなら，登録した人に譲渡証明書を書いてもらい，登録先の警察署で防犯登録の変更をしてください。

② 在留カードの携帯

在留カードは常に携帯してください。職務質問されたとき，持っていないければ在留カード不携帯の罪になります。

③ 車について

日本とみなさんがたの国の交通ルールはかなり違うので，事故を防ぐためにも，車にはなるべく乗らないようにしましょう。

学外の寮に申し込む場合，車を持っていると申し込めない場合もあります。学外で駐車場を借りる場合，この辺りの駐車場代は非常に高く，禁止されている場所に駐車をすると高額な罰金を取られます。禁止されていない場所でも，他の人の迷惑になっている場合，通報されます。路上駐車は厳禁です。

車に乗る場合，税金や保険料を支払う必要があります。保険に入らずに車に乗って事故を起こした場合，多額のお金を自分で払わなくてはならず，費用面・身体面からも留学の継続が難しくなる場合があります。

入構のためには事前の申請が必要となりますので，国際企画室までご相談ください。

4 日本で禁止されていること

① 決められた場所以外での喫煙

日本では20歳未満の人の喫煙は法律で禁止されています。また、名古屋工業大学では決められた場所以外での喫煙はできません。歩きながらの喫煙も禁止です。喫煙可能な場所かどうか注意し、マナーを守って周りの人の迷惑にならないようにしてください。

日本は喫煙場所や喫煙のマナーには非常に厳しい国です。地下鉄のホームや車内はもちろんのこと、特定の場所での歩きたばこは禁止されており、禁止されている場所で吸った場合、罰金の対象となります。喫煙が許可されている場所でも、周りにたばこが嫌いな人がいないかどうか、配慮して吸うようにしましょう。

② アルコールの強要

お酒を無理に勧めることは「アルコールハラスメント」と言って禁止されています。お酒の一気に飲みもやめましょう。無理にお酒を飲み、急性アルコール中毒になって死亡するケースもあります。その場合、お酒を勧めた人が訴えられることもあります。飲みすぎには注意し、自分のペースで楽しくお酒を飲みましょう。お酒を大量に飲んで意識がなく、体をゆすっても起きないような場合はすぐに救急車を呼んでください。そのまま放置すると死亡するケースもあります。

なお、お酒に酔って店のコップを割ったり、畳や座布団を汚したりした場合、店側から損害賠償請求をされることもあります。酔っていたから済まされる、お客だから何をやっても許される、ということはありません。店や周りの人に迷惑をかけないように行動しましょう。

③ 飲酒運転

日本では**お酒を飲んで車両（自動車・オートバイ・自転車等）に乗ることは法律で禁止**されています。飲酒運転をした場合、懲役などの重い罰を受けることになります。自動車等で店に来た人にお酒を勧めた人、飲酒運転と知りながら同乗した人も同じ罪に問われます。警察から処分されるだけでなく、大学からも処分されます。

③ 放置自転車の無断借用

駅前や道路の端に、まだ使える自転車が何日もそのまま置かれていても、勝手に使ってはいけません。日本では自転車は盗難防止のために、買ったときに防犯登録することになっています。拾った自転車を無断で借用した場合、窃盗の容疑で捕まります。

④ 自転車の2人乗り、無灯火等

自転車に2人で乗ったり、夜にライトをつけないで乗ったりすることは禁止されています。携帯電話を使用しながら乗ること、大音量でイヤホンを使って音楽等を聞くなど、安全な運転に必要な音や声が聞こえないような状態で自転車を運転することは禁止されています。これらの禁止行為を行うと、罰則として5万円以下の罰金刑に処せられることがあります。また、スピードの出しすぎにも注意しましょう。無茶な自転車の乗り方をして通行人にけがをさせた場合も処罰されます。

身分証明書の貸し借り

健康保険証などの身分証明書は、貸すことも借りることも犯罪になります。日本では国民健康保険証は重要な手続きの際の身分証明書として扱われていて、クレジットカードなども作れます。国民健康保険証を友達に貸したら、その友達の友達が携帯電話の契約をして、高額請求が来たケースなども報告されています。

⑤ 違法ファイル交換ソフトの利用等

学内で Winny, Share, Bit Torrent などの P2P ファイル交換ソフトを利用することは禁止されています。また、学内へ違法コピーしたソフトウェアを持ち込むことや利用することも禁止されています。これがもし発覚した場合は、重く処分されます。

【最後に】

困ったときは周囲の人に相談してください。

今困ったことがないとしても、生活の中で接する周りの人々と良い関係を保つことはとても大切なことです。宿舎の管理人さん、研究室の仲間などと気軽に話ができる関係を作っておくことが大切です。